

利用上の注意

1 事業所の定義

(1) 事業所

商業統計調査は事業所を対象とする調査です。

主として有体的商品の売買業務を行う事業所、すなわち一定の場所で商品の卸売、商品売買の代理、仲立又は小売の業務を行う事業所をいいます。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
産業用使用者（工場、鉱山、建設、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に業務用として商品を販売する事業所

製造業者が別の場所で営業している自社製品の販売事業所

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋などに販売している場合は卸売事業所となります。

「代理商、仲立業」とは、売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をするか否かにかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために卸売業の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所。なお、「代理商、仲立業」は、一般に仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

主として個人（個人経営の農林業家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を購入し、販売する事業所

商品を小売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は、修理業とせず小売業とするが、修理を専業としている事業所は、修理業（大分類Q - サービス業）になります。この場合は、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはみなしません。

製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に小売するもの）

例えば、洋服店、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、建具屋、畳屋、調剤薬局などは製造小売の事業所となります。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する事業所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売、又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

「訪問販売」とは、セールスマンが消費者の家庭等を訪問し、商品の現物もしくは商品カタログなどを示して説明し、商品を販売するもので、販売者が営業所、代理店、その他一定期間にわたり商品を陳列し、それを販売する場所（常設の展示会場など）以外の場所で契約を締結

して行う商品の販売方法をいいます。「通信・カタログ販売」とは、テレビ、ラジオ、インターネット、カタログ等を用いて消費者にPRを行い、販売業者が消費者から郵便などの通信手段（電話、ファクシミリ、郵便振替、銀行振込等）による販売申込みを受け行う商品の販売方法をいいます。

2 主な用語の解説

(1) 事業所数

平成 14 年 6 月 1 日現在の事業所数です。

(2) 従業者

平成 14 年 6 月 1 日現在で、この事業所に所属している従業者をいいます。

商業統計調査でいう従業者とは「個人事業主及び無給家族従業者」、「会社及び団体の有給役員」、「常用雇用者」です。

(3) 年間商品販売額

平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの 1 年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。

(4) その他の収入額

平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの 1 年間の修理料、仲立手数料、サービス業収入額など商業活動以外の他の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含みます。

「サービス業収入」とは、クリーニング、DPE 取次手数料などのサービスの提供により得た収入額をいいます。

(5) 売場面積（小売業のみ）

平成 14 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（飲食部門（食堂・喫茶）、屋外展示場（植木、石材等）、事務室、倉庫等は除く）をいいます。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業、また、店頭での販売がない訪問販売、通信・カタログ販売など売場面積のない事業所は調査していません。

(6) 営業時間（小売業のみ）

原則、調査期日時点での営業時間（通常の営業時間）をいい、1 時間未満の営業時間は切り捨てとします。なお、牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査していません。

(7) 大規模小売店舗

「大規模小売店舗立地法」（平成 10 年法律第 91 号）で規定する店舗 1,000 m²超の建物をいいます。

3 産業分類の格付け

(1) 一般的な産業分類の格付け

数種類の商品を販売している商店の産業分類は、原則として次の方法により決定します。

まず、年間商品販売額のうち、卸売業、小売業それぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業かを決めます。次に、卸売業か小売業かのいずれかが決定された後、卸売業に格付けされた場合は卸売販売額、小売業に格付けされた場合は小売販売額の商品分類番号の上位 2 桁で最も多いものによって中分類業種を決め、その中分類に属する商品のうち、商品分類番号の上位 3 桁で最も多いものによって小分類業種を決めます。さらに、その小分類に属する

商品のうち、商品分類番号の上位4桁で最も多いものによって細分類業種を決定します。(産業分類表は別表1)

(2) 例外的な産業分類の格付け

「4911 各種商品卸売業」

卸売業の小分類番号501から549までの小分類を生産財(501,522,523,524)、資本財(521,531,532,533,539)、消費財(502,511,512,541,542,549)の3財にわけ、3財にわたる商品を販売し、各財の販売額が卸売販売額の10%以上の事業所、従業員が100人以上の事業所「4911 各種商品卸売業」に格付けします。ただし次の事業所については「4911 各種商品卸売業」から除きます。

- (ア) 生産財、資本財、消費財の3財の商品を扱っていても、生産財の扱い商品が「524 再生資源卸売」のみの場合、また消費財の扱い商品が「549 その他の卸売」のみの場合
- (イ) 都道府県経済農業協同組合、全国農業協同組合連合会、スーパーの本部又は本店、生活協同組合本部等(小麦卸、食料品卸、生活用品卸という商品の性格上販売活動が特定化しているもの)

「4919 その他の各種商品卸売業」

卸売業の小分類番号501から549までの小分類を生産財(501,522,523,524)資本財(521,531,532,533,539)、消費財(502,511,512,541,542,549)の3財に分け、3財にわたる商品を販売し、各財の販売額が卸売販売額の50%に満たない事業所で、従業員が100人未満の事業所を「4919 その他の各種商品卸売業」に格付けします。

「5511 百貨店、総合スーパー」

衣(中分類56)、食(同57)、住(同58,59,60)にわたる商品を小売していて、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の事業所で、従業員が50人以上の事業所を「5511 百貨店、総合スーパー」に格付けます。

「5599 その他の各種商品小売業」

衣(中分類56)、食(同57)、住(同58,59,60)にわたる商品を小売していて、そのいずれも小売販売額の50%に満たない事業所で、従業員が常時50人未満のものを「5599 その他の各種商品小売業」に格付けます。

「5711 各種商品小売業」

小分類572から579までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の50%に満たない事業所を「5711 各種商品小売業」に格付けます。

「コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」

「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、食料品を取り扱い、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が30㎡以上の250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所を格付けます。

「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

販売額に占めるたばこ、喫煙具の販売額90%以上あるときは「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」に格付けします。ただし、90%に満たない場合は、たばこ、喫煙具以外の商品の販売額によって格付けします。

販売額が同額の場合の格付け

- (ア) 卸売販売額と小売販売額が同額の場合は、卸売業に格付けします。
- (イ) 卸売販売額、小売販売額とも商品分類番号の上位 2 桁、同 3 桁、同 4 桁が同額の場合は、若い方の分類番号に格付けします。

「5497 代理店、仲立業」の格付け

これまで「商品販売額」、「商品手持額」のない仲立行為専門の場合のみ「5497 代理店、仲立業」に格付けしてきましたが、産業分類の一般原則に則り、卸売業に格付けされた場合に年間商品販売額と「その他の収入額の仲立手数料（割合を販売額に直したもの）」を比較して仲立手数料が多い場合、「5497 代理店、仲立業」に格付けします。

(3) 産業分類改訂に伴う組み替え

日本標準産業分類の改訂（平成 14 年 3 月 7 日総務省告示）に伴う事業所ごとの再格付けは行わずに、新産業分類と旧産業分類の対応表（別表 2）により数値の組替えを行っています。なお、一対一での対応ができない個所については、代表的産業に組替えています。

4 業態分類について

(1) 業態分類定義

業態別集計を行うための分類において、「ホームセンター」と「ドラッグストア」を新業態として区分しました。（新定義は別表 3）

(2) 変更に伴う再集計

業態分類定義の変更に伴い、平成 11 年商業統計調査の数値を平成 14 年定義に組替えて集計しています。

(3) コンビニエンスストアの定義

産業分類に「5791 コンビニエンスストア」が新設されましたが、業態分類によるコンビニエンスストアとは、格付けにおいて次のような相違があります。

産業分類：「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所

業態分類：飲食料品を扱っていること

5 記号及び注記

(1) 統計表中の記号は、次のとおりです。

「 - 」 調査をしていないもの又は該当数値のないもの

「0」、「0.0」 数値が四捨五入による単位未満のもの

「 - 」 マイナスの数値

「 X 」 1 または 2 の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、3 以上の事業所に関する数値であっても前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿しています。

(2) 構成比については、単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計が必ずしも一致しないことがあります。

(3) 「売場面積 1 m²当たり年間商品販売額」は売場面積を持つ商店についてのみ算出しています。

6 公表数値

この報告書の数値は、市が独自に集計したものであり、経済産業省が公表する「商業統計表（確報値）」の数値と相違することがあります。

問い合わせ先

この報告書についてのお問い合わせは下記までお願いします。

〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市企画政策部 企画課 統計担当

電話 026(235)2520 直通

FAX 026(235)2515